令和３年度事務事業評価シート　（評価対象年度　令和２年度）

●基本情報

事業名(取組名)		医療福祉事業				評価番号	2-3-12-1・2
担当課		保険年金課	係	医療年金係	予算科目		☐ 予算なし
基本計画	基本方針	【２】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり				会計	【01】一般会計
	基本施策	【３】みんなを支える社会保障制度の充実				款	【0103】民生費
	施策	【１２】医療福祉費支給制度_マル福_の適正な運営				項	【010301】社会福祉費
	主な取組	①医療福祉費支給制度の周知				目	【01030106】医療福祉費
		②医療福祉費支給制度の円滑な運営				事業	【143】医療福祉事業

●計画　～PLAN～

根拠法令等	○ なし　◉ あり	名称	利根町医療福祉費支給に関する条例，同施行規則
新規・継続	○ 新規　◉ 継続	事業開始年度	昭和　51　年度　☐ 事業開始年度不明
事業期間	○ 期間限定あり（事業終了年度：令和　　年度）　◉ 単年度繰り返し　○ 単年度のみ		
実施手法 （すべてチェック）	☑ 町が直接実施（直営）　☐ 委託〔☐ 全部委託　☐ 一部委託〕　☑ 補助金等 ☐ 町民協働　☐ 指定管理　☐ 事務局　☐ その他（　　）		
実施形態	☐町単独　☐国･県補助事業　☑国･県補助事業+町事業(上乗せ)　☐その他（　　）		
事業概要	医療福祉費支費給制度（通称：マル福）に該当となる，妊産婦・18歳までの小児・母子家庭の母子・父子家庭の父子・重度心身障害者の健康の保持促進を図るため，その医療費の一部を助成し，これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とします。		

●実施　～DO～

事業業績	対象者の資格判定をしました。 対象者からの支給申請に基づく医療福祉費の給付をしました。 国保連合会・支払基金からの請求に基づく医療福祉費の支払いをしました。 対象者が受診した柔道整復師への医療福祉費の支払いをしました。

		主な歳出の節	平成３０年度（実績）	令和元年度（実績）	令和２年度（実績）
支出	内訳	1　報酬	円	円	854,451　円
		10　需用費	81,560　円	76,648　円	79,942　円
		11　役務費	1,465,036　円	1,440,337　円	1,182,575　円
		12　委託料	613,845　円	625,922　円	189,999　円
		19　扶助費	95,013,227　円	95,762,768　円	86,199,297　円
		その他	4,311,074　円	2,063,644　円	33,488　円
	事業費　計		101,484,742　円	99,969,319　円	88,539,752　円

		主な歳入の科目	平成３０年度（実績）	令和元年度（実績）	令和２年度（実績）
財源	内訳	国支出金	円	円	円
		県支出金	32,747,000　円	34,450,000　円	30,944,000　円
		受益者負担金	円	円	円
		地方債	円	円	円
		その他	円	円	円
		一般財源	68,737,742　円	65,519,319　円	57,595,752　円
	事業費　計		101,484,742　円	99,969,319　円	88,539,752　円

●評価　～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献していますか。	◉ 貢献している　○ 見直す余地がある	
		理由	制度発足以来，小児の所得制限撤廃や自己負担金の償還払いなど，対象者の負担が少なくなる様，必要な制度改正を重ねています。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当ですか。	◉ 妥当である　○ 見直す余地がある	
		理由	茨城県の医療福祉対策実施要領に市町村が事業の実施主体であることが定められており，事務の性質からも，町が主体として事業を行うことが妥当と考えます。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができますか。	◉ 余地がない　○ 見直す余地がある	
		理由	他の都道府県が行っている医療費助成よりも充実した制度設計となっています。特に，町独自の助成として，18歳未満の小児については，医療費が実質無料になる施策に取り組んでいることから，現時点では，事業内容を見直す余地はないと考えます。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できますか。	○ 可能性がある　◉ 可能性がない	
		理由	茨城県の医療福祉対策要綱に基づいて実施しており，県から扶助費の2分の1は補助金を受け，安定して助成を継続できることから，現時点で事業の廃止・休止の可能性はないと考えます。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できますか。	○可能性がある　◉可能性がない　○類似事業はない	
		理由	対象者への新規発行については，福祉課，保健福祉センターなどと適切に連携を図っています。そのため，他の事業との統廃合はせずに，今後も適切に連携を図ることで事業の成果を維持できるものと考えます。
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できますか。	◉ 余地がない　○ 余地がある	
		理由	対象者が医療機関の窓口で支払った医療費を助成する制度であり，事業費は過去の実績に基づいて策定することになるため，事前にコスト削減を行うことは難しいと考えます。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正ですか。	○ 適正である　○ 見直す余地がある ◉ 受益者負担を求める事業ではない	
		理由	子育て世帯，ひとり親世帯，障害者などの医療費負担を軽減することが目的であることから，今後も対象者に負担は求めず，現状と同様の助成を行っていくべきであると考えます。

●改善　～ＡＣＴＩＯＮ～

今後の方向性	継続　（ ◉ 現状維持　○ 縮小　○ 改善　○ 拡大 ）○ 休止　○ 廃止（終了）　○ 統廃合　○ 連携
	【理由】 茨城県の医療福祉対策要綱，利根町医療福祉費支給に関する条例に基づいて，今後も適切な医療費の助成を行い，対象者の負担軽減を図ります。また，『広報とね』やホームページ，パンフレット等で制度の周知を図り，対象者への助成を継続して実施していきます。